

触法少年に係る事件の押収物の還付公告実施要領の制定について(例規通達)

平成23年8月3日

栃少第1号ほか

少年警察活動規程（平成20年栃木県警察本部訓令乙第22号）第55条に規定する触法少年に係る押収物の還付公告実施要領について定めたものである。